

令和5年度 広島県新型コロナウイルス感染症緊急包括支援事業補助金（設備整備事業）
申請に当たっての留意事項等について

1 補助対象設備について

令和5年10月1日から令和6年3月31日までに実施する内容が対象となります。

○ 新型コロナウイルス感染症患者等入院医療機関等設備整備事業

医療機関区分		対象項目
過去の補助実績	補助実績なし	<ul style="list-style-type: none"> ・簡易陰圧装置 ・簡易ベッド ・人工呼吸器及び付帯する備品 ・体外式膜型人工肺及び付帯する備品 ・HEPA フィルター付き空気清浄機（陰圧可能） ・HEPA フィルター付きパーテーション
		<ul style="list-style-type: none"> ○ 令和4年度までに確保病床を有していた施設 <ul style="list-style-type: none"> ・入院医療に要する個人防護具のみ（※）
	補助実績あり	<ul style="list-style-type: none"> ・入院医療に要する個人防護具のみ（※）
		<ul style="list-style-type: none"> ○ 令和5年10月以降、病棟単位から病室単位に対応を変更した <ul style="list-style-type: none"> ・入院医療に要する個人防護具（※） ・病室単位への対応変更に必要なとなる設備（HEPA フィルター付きパーテーション等）

※ 個人防護具は、**県が病床を確保する期間(段階1・2・3)に使用するものに限る。**

○ 外来対応医療機関設備整備事業

医療機関区分		対象項目
過去の補助実績	補助実績なし	<ul style="list-style-type: none"> ・外来医療に要する個人防護具 ・簡易診療室及び付帯する備品 ・簡易ベッド ・HEPA フィルター付き空気清浄機（陰圧可能） ・HEPA フィルター付きパーテーション
		<ul style="list-style-type: none"> ○ 令和4年度までに「診療・検査医療機関」(現「外来対応医療機関」)に登録していた <ul style="list-style-type: none"> ・外来医療に要する個人防護具のみ
	補助実績あり	<ul style="list-style-type: none"> ・外来医療に要する個人防護具のみ

※ 個人防護具は、**県が病床を確保する期間(段階1・2・3)に使用するものに限る。**

○ 新型コロナウイルス感染症患者を疑う患者受け入れのための救急・周産期・小児医療体制確保事業

医療機関区分		対象項目
過去の補助実績	補助実績なし	<ul style="list-style-type: none"> ・疑い患者の診療に要する個人防護具（※） ・新設、増設に伴う初度設備 ・簡易診療室及び付帯する備品 ・簡易陰圧装置 ・簡易ベッド ・HEPA フィルター付き空気清浄機（陰圧可能） ・HEPA フィルター付きパーテーション ・救急医療機関において、疑い患者の診療に要する備品 ・周産期・小児医療機関において、疑い患者に使用する保育器
	補助実績あり	<ul style="list-style-type: none"> ・疑い患者の診療に要する個人防護具のみ（※）

※ 個人防護具は、**県が病床を確保する期間(段階1・2・3)に使用するものに限る。**

2 補助上限額等について

別添「令和5年度新型コロナウイルス感染症緊急包括支援事業の実施に当たっての取扱いについて（令和5年9月29日付け厚生労働省医政局医療経理室・健康・生活衛生局感染症対策部感染症対策課・医薬局総務課連名事務連絡）」に記載のとおりです。

3 個人防護具について

- ・ 個人防護具は、各品目規格の一例を別に示しますので、参考にしてください。
- ・ 個人防護具の交付申請は、令和5年11月22日から令和6年3月末までの使用を見込んで申請してください。（最終的な補助額は、対象期間※に使用した個人防護具に要した経費のみが対象となります。）

※ 新型コロナウイルスの感染状況を示す指標で、段階1～3に達している期間

（ただし経過措置期間であるR5.10は除く。）なお本県は令和5年11月22日時点で「段階0」です。

- ・ 対象期間の開始・終了等については、メールで交付決定した医療機関に対し通知します。
- ・ 交付決定後、令和6年3月までに対象期間に達した場合のみ、申請額の1か月分相当の額を上限として概算払います。（別途御案内します。）

4 申請書の記載について

- ・ 個人防護具の申請は、（個人防護具申請用）の様式を使用してください。複数の事業（外来対応医療機関設備整備事業、救急・周産期・小児医療体制確保事業）で個人防護具を申請する場合は、まとめて申請してください。
- ・ 個人防護具以外の設備整備、簡易病室及び付帯する備品（撤去・原状復帰含む）の申請は、（設備整備等申請用）の様式を使用してください。
- ・ 具体的な記載内容は、各様式の記載例を参考にしてください。

5 各事業における留意事項等

○ 新型コロナウイルス感染症患者等入院医療機関等設備整備事業

- ・ この事業の補助要件は「新型コロナウイルス感染症患者を受け入れた実績があり、G-MIS（医療機関等情報支援システム）上に実績及び受入可能病床数等の入力を行う」入院医療機関とされています。このため、県でG-MISの入力状況を確認しますので、御留意ください。
- ・ この事業で整備する設備等は、新型コロナウイルス感染症入院患者を受け入れるために要するものに限ることとし、新型コロナウイルス感染症入院患者の医療専用のものとします。
- ・ 「人工呼吸器」は、新たに重症病床を確保する医療機関のみ補助対象とします。ネーザルハイフローに関する機器は、「人工呼吸器」に含まれますが、呼吸不全のある中等症Ⅱ以上の患者を受け入れる医療機関のみ補助対象とします。

○ 外来対応医療機関設備整備事業

- ・ 当該事業の補助対象医療機関は、県に登録された外来対応医療機関（令和5年5月7日までは診療・検査医療機関）で、県ホームページ上で名称を公表している医療機関となります。
- ・ 当該事業で整備する設備等は、新型コロナウイルス感染症患者（疑い例を含む）を診療するために要するものに限ることとし、新型コロナウイルス感染症患者（疑い例を含む）の医療専用のものとします。

- ・ 当該事業の補助要件として「新型コロナウイルス感染症患者（疑い例を含む）を診療した実績がある外来対応医療機関とされています。
- ・ このため、過去に県が実績を確認していない医療機関については、実績報告書を提出していただく際に、診療報酬明細書の写し等、実績が分かる資料を御提出していただくこととしていますので、御留意ください。

■ 現在、外来対応医療機関ではないが、新たに県の指定を受けたい場合、もしくは現在、外来対応医療機関であって、県ホームページで医療機関名を公表していないが、新たに公表を希望する場合

県ホームページ「外来対応（診療・検査）医療機関の申請・変更手続きについて」

（<https://www.pref.hiroshima.lg.jp/site/hcdc/shinryoukensa.html>）のアンケートフォームから、（公表）指定の申請・公表手続きができます。

※ 上記ページは、県ホームページ中のサイト内検索で「外来対応」で検索し、検索結果一覧の「外来対応（診療・検査）医療機関の申請・変更手続きについて」をクリックすると、表示されます。

※ スマートフォンなどで右の QR コードを読み込むと、直接各アンケートフォームが表示されます。（上の QR コードは指定申請のアンケートフォーム、下の QR コードは公表のアンケートフォーム）

（申請）



○ 新型コロナウイルス感染症患者を疑う患者受け入れのための救急・周産期・小児医療体制確保事業

- ・ この事業で整備する設備等は、救急・周産期・小児医療において疑い患者を受け入れるために要するものに限ることとし、新型コロナウイルス感染症疑い患者の医療専用のものとします。
- ・ この事業の補助要件は「疑い患者を診療した実績がある救急医療・周産期医療・小児医療のいずれかを担う医療機関」で、疑い患者を診療した実績がある医療機関とされています。
- ・ このため、過去に県が実績を確認していない医療機関については、実績報告書を提出いただく際に、診療報酬明細書の写し等、受入実績が分かる資料を御提出いただくこととしていますので、御留意ください。